証券コード：3104

平成27年６月４日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号
富士紡ホールディングス株式会社
取締役社長　中　野　光　雄

第195回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第195回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都墨田区横網一丁目６番１号
   国際ファッションセンタービル10階（KFC Room101～103）
3. **会議の目的事項**

報告事項

1. 第195期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第195期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.fujibo.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策の効果により、企業収益や雇用情勢の改善など全体として景気は穏やかな回復基調で推移しました。しかしながら、消費税増税前の駆け込み需要の反動と増税による消費者の節約志向により、個人消費は力強さに欠ける状況が続きました。加えて、円安による輸入原材料等の調達コスト増、欧州や新興国等海外経済の悪化懸念により、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような経営環境の下、当フジボウグループは、中期経営計画『邁進14-16』において重点事業と位置づけている研磨材事業、化学工業品事業、繊維事業の３事業を中心に営業力、開発力、生産力の強化を進め、あわせて収益性向上のための構造改革に取り組みました。

この結果、当期の連結売上高は41,173百万円（前期比1,859百万円、4.7％の増収）、営業利益は4,366百万円（前期比1,384百万円、46.4％の増益）、経常利益は4,471百万円（前期比1,433百万円、47.2％の増益）となりました。これに、特別損失、税金費用等を計上した結果、当期純利益は、2,382百万円（前期比611百万円、34.5％の増益）となりました。

以下、セグメント別に概況をご報告申し上げます。

①　研磨材事業

主力の超精密加工用研磨材は、半導体需要の好調な推移を背景に半導体デバイス用途（ＣＭＰ）が拡大し、シリコンウエハー用途、ハードディスク用途も堅調に推移しました。また、一般工業用途も受注が回復しました。

この結果、売上高は前期比2,421百万円（25.1％）増収の12,072百万円となり、営業利益も1,429百万円（65.5％）増益の3,612百万円となりました。

②　化学工業品事業

機能化学品および医薬中間体などの受託製造は、農薬・機能性材料を中心に柳井工場はフル生産を継続することができました。武生工場は設備投資の効果により生産量が増加しました。

この結果、売上高は前期比520百万円（5.7％）増収の9,613百万円となり、営業利益も71百万円（17.9％）増益の469百万円となりました。

③　繊維事業

繊維事業では、物流費を中心とする販売費の削減に加え、紡績から編立、加工、縫製まで国内外のグループ内素材調達・生産機能を活用することで収益の改善を図りました。しかしながら、消費税増税前の駆け込み需要の反動が長引き、繊維製品の売上が伸びず、また円安による輸入原材料価格上昇など、厳しい環境が続きました。

この結果、売上高は前期比1,115百万円（7.0%）減収の14,883百万円となり、営業利益も104百万円（30.6%）減益の235百万円となりました。

④　その他の事業

アジアから中南米への輸出をメインとする貿易部門では、自動車関連はタイヤ・部品等は堅調に推移しましたが、自動車以外の機械部品輸出が減少しました。化成品部門は、デジタルカメラ用部品は回復に至りませんでしたが、自動車用部品は回復基調となり、医療機器用部品をはじめとする新規用途が拡大しました。精製部門は、溶剤再生のためのエネルギーコスト上昇により苦戦しました。

この結果、売上高は前期比33百万円（0.7%）増収の4,603百万円となりましたが、営業利益は11百万円（19.7%）減益の48百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当フジボウグループは、企業価値の持続的拡大を最重要課題として、これまでの中期経営計画『変身06-10』、『突破11-13』に続き、平成26年度から平成28年度を計画期間とする中期経営計画『邁進14-16』を策定し、平成26年４月よりこれを実行しております。本中期経営計画においては、① 重点３事業の成長加速、② 収益力あるニッチ№１企業へ、③ 第４の柱となる事業育成、④ 経営力の更なる高度化を推進し、既存顧客、既存事業、既存製品・サービスの拡大による「連続的成長」の加速と、新規マーケット開拓、第４の柱事業育成、M&Aによる「非連続的成長」の種まきを行い、本格的成長へ邁進いたします。

計画実現に向けた施策として、最重点事業である研磨材事業では、最先端プロセス・次世代プロセスへの対応により顧客満足度を高め、高収益分野の拡大を進めております。また、マーケティング機能を活用し、研磨材周辺部材を中心に新規用途需要の掘り起こしを行うとともに、研究開発部門の強化によりユーザーからの喫緊の要望に対応し、売上拡大につなげています。あわせて、受注の拡大に対応するため、フジボウ愛媛株式会社小坂井工場に製造ラインの増設を進めております。化学工業品事業では、柳井化学工業株式会社が、柳井工場内に新工場を増設し、設備能力の拡大に取り組んでおります。繊維事業では、繊維製品のＯＥＭも含めたブランド再構築による販売チャネルの拡大と、国内外グループ事業会社の素材、加工、縫製など生産能力の総合的な活用によるコストダウンなど、成長加速に向けた体質強化に取り組んでおります。その他の事業では、第４の柱事業と位置づけております貿易事業、化成品事業への人材をはじめとする経営資源の投入により、事業規模の拡大を進めております。

(3) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は3,876百万円で、その主なものは研磨材事業と化学工業品事業の生産能力増強および品質向上等に対するものです。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　分	第192期 平成24年３月期	第193期 平成25年３月期	第194期 平成26年３月期	第195期 平成27年３月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	36,282	40,988	39,313	41,173
経常利益(百万円)	3,191	5,656	3,037	4,471
当期純利益(百万円)	1,306	3,142	1,770	2,382
１株当たり当期純利益	12円80銭	29円46銭	15円18銭	20円42銭
総資産(百万円)	40,129	44,526	44,679	48,677
純資産(百万円)	13,941	21,005	22,027	24,830
１株当たり純資産	136円19銭	179円55銭	188円81銭	212円87銭

(6) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

① 各種繊維製品の製造、加工、販売
② 研磨材・不織布・合成皮革工業品の製造、加工、販売
③ 各種化学工業品の製造、加工、販売

(7) 重要な子会社の状況（平成27年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
フジボウテキスタイル㈱	300百万円	% 100.0	紡績糸、編物および織物等の製造・販売 化成品の製造・販売
㈱フジボウアパレル	100百万円	100.0	B.V.D.ブランド等繊維製品の製造・販売
フジボウトレーディング㈱	200百万円	100.0	各種繊維製品の製造・販売
アングル㈱	100百万円	100.0	各種繊維製品の製造・販売
フジボウ愛媛㈱	450百万円	100.0	超精密加工用研磨材および機能性不織布の製造・販売、機能品の製造・販売
柳井化学工業㈱	300百万円	100.0	化学工業製品の製造受託・販売

（注）当社の連結子会社は上記の重要な子会社６社を含む17社であります。

(8) 主要な事業所および工場（平成27年３月31日現在）

会社名	事業所および工場
当社	本社（東京都）、大阪支社（大阪府）
フジボウテキスタイル㈱	本社（東京都）、大阪営業所（大阪府）、和歌山工場（和歌山県）、大分工場（大分県）、タイフジボウテキスタイル㈱（タイ国）
㈱フジボウアパレル	本社（東京都）、大阪支社（大阪府）、福岡支店（福岡県）、札幌営業所（北海道）
フジボウトレーディング㈱	本社（東京都）、大阪支社（大阪府）、ファッションテキスタイルセンター（静岡県）、㈱フジボウソーイング（大分県）、㈱サドソーイング（新潟県）、富士紡（常州）服装有限公司（中国）、ジンタナフジボウコーポレーション（タイ国）
アングル㈱	本社（大阪府）、大阪営業部（大阪府）、東京営業部（東京都）、福岡営業所（福岡県）
フジボウ愛媛㈱	壬生川本社工場（愛媛県）、東京営業所（東京都）、小山工場（静岡県）、小坂井工場（愛知県）
柳井化学工業㈱	柳井本社工場（山口県）、東京本社（東京都）、武生工場（福井県）

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
1,519名	61名減

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,100
株式会社山口銀行	1,095
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	600
株式会社百五銀行	450
株式会社みずほ銀行	450

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　300,000,000株

(2) 発行済株式の総数　117,200,000株

(3) 株主数　8,262名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,574	7.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,078	6.92
明治安田生命保険相互会社	5,335	4.57
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	5,000	4.28
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	4,574	3.92
ＪＰ ＭＯＲＧＡＮ ＣＨＡＳＥ ＢＡＮＫ ３８０６３４	3,609	3.09
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	3,225	2.76
フジボウ共栄会	2,761	2.36
福岡務	2,062	1.76
旭硝子株式会社	2,000	1.71

（注）持株比率は、自己株式（549,494株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中野光雄	
代表取締役	青木隆夫	事業開発統括 フジボウ愛媛㈱代表取締役社長
取締役	吉田和司	経営企画・財務経理・ＩＲ・リスク管理担当
取締役	小林敏彦	繊維事業統括、お客様相談・広告宣伝担当 ㈱フジボウアパレル代表取締役社長 フジボウトレーディング㈱代表取締役社長 アングル㈱代表取締役社長
取締役	大久保制宇	総務人事統括、内部監査・コンプライアンス担当 法務部長
取締役	中野雅男	
常勤監査役	古賀俊一	
常勤監査役	江川邦彦	
監査役	飯田直樹	成和明哲法律事務所パートナー弁護士 ㈱山野楽器監査役 ㈱文教堂グループホールディングス社外取締役
監査役	百瀬一夫	菱華産業㈱代表取締役社長

（注）1. 取締役 中野雅男氏は社外取締役であります。
2. 監査役 江川邦彦、飯田直樹および百瀬一夫の３氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 古賀俊一氏は、当社経理部門での業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 中野雅男氏ならびに監査役 江川邦彦および飯田直樹の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

（ご参考）当社は、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、次のとおりであります。（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
社長執行役員	中野光雄	
専務執行役員	青木隆夫	事業開発統括 フジボウ愛媛㈱代表取締役社長
常務執行役員	吉田和司	経営企画・財務経理・ＩＲ・リスク管理担当
上席執行役員	小林敏彦	繊維事業統括、お客様相談・広告宣伝担当 ㈱フジボウアパレル代表取締役社長 フジボウトレーディング㈱代表取締役社長 アングル㈱代表取締役社長
上席執行役員	大久保制宇	総務人事統括、内部監査・コンプライアンス担当 法務部長
上席執行役員	木原勝志	知的財産・施設担当 フジボウ愛媛㈱取締役・副社長執行役員
上席執行役員	小林智之	人財育成担当 秘書室長、総務人事部長
上席執行役員	藤岡敏文	柳井化学工業㈱代表取締役社長

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
執　行　役　員	松　尾　弘　秋	経営企画副担当 特命部長
執　行　役　員	北　口　　保	安全推進・環境担当 事業開発統括部長
執　行　役　員	川　島　直　樹	アングル㈱取締役・副社長執行役員
執　行　役　員	鈴　木　道　春	総務人事部特命部長

※平成27年４月11日付で次のとおり異動がありました。

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	小　林　智　之	秘書・人財育成担当 総務人事部長、大阪支社長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	支　給　額	摘　　要
取　締　役	８名	134百万円	（うち社外取締役１名　６百万円）
監　査　役	５名	43百万円	（うち社外監査役４名　26百万円）

（注）1.　上記には、平成26年６月27日開催の第194回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および監査役１名を含んでおります。
2.　取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3.　株主総会決議による役員報酬限度額（平成25年６月27日開催第193回定時株主総会決議）
取締役分：年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）
監査役分：年額72百万円以内

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

区　　分	氏　名	兼　　職　　先	兼職の内容	関　　係
社外監査役	飯田直樹	成和明哲法律事務所	パートナー弁護士	該当する事項はありません。
		㈱山野楽器	監　査　役	該当する事項はありません。
		㈱文教堂グループホールディングス	社外取締役	該当する事項はありません。
社外監査役	百瀬一夫	菱華産業㈱	代表取締役社長	該当する事項はありません。

②　特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　名	主　　な　　活　　動　　状　　況
社外取締役	中野雅男	平成26年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外監査役	江川邦彦	平成26年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社外監査役	飯田直樹	平成26年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社外監査役	百瀬一夫	平成26年度の取締役会には、就任後の10回中10回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、就任後の10回中10回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 中野雅男氏ならびに社外監査役 飯田直樹および百瀬一夫の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5.　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52百万円
②　当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、生産性向上設備投資計画に関する確認業務等を委託しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社役員ならびに従業員は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、健全経営による持続的発展を目指しつつ、企業価値を高めることでお客様、従業員、取引先、株主、投資家等ステークホルダーおよび社会から信頼されるよう、全社的な推進基盤として「富士紡グループ行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより、社会規範・企業倫理を守り、社内規則に則った運営を行います。

② コンプライアンス委員会を設置し、継続的な研修などを通じて全社的な法令遵守体制の確立と統括を図ります。

③ 違反行為については再発防止の措置と適正な処分を行います。また、内部牽制制度や社内外のルートによる企業倫理ホットライン制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

④ 経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的として、内部監査室を設置します。

⑤ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、不当要求に対しては、毅然とした態度で臨みます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書取扱規程ほか社内規則に基づき、その保存媒体に応じ適切に記録・保存・管理します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置づけ、リスク運営規則等の基本方針を定めて業務運営で発生する各種リスクを正しく認識し、適切に管理することにより経営の健全性と安定収益の確保を図ります。

② 当社は、会社全体のリスク管理状況を把握・管理する体制を構築するため、専門部署としてリスク管理委員会を設置しリスクマネジメントを実施します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会および経営会議を定期的に開催し、方針決定過程の透明性を高めるとともに、執行役員制度の機能を進め、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図ります。

② 当社は、当社グループの企業価値向上に向けた目標と施策を定めた、中期経営計画および年度利益計画を策定し、取締役等と従業員の意思統一を図ります。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 上記(1)、(3)および(4)の内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の業務執行は、関係会社運営規則に基づく、当社への決裁・報告制度により適切な経営管理を行います。

② 主要な子会社については当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務の補助は経営企画部員が行っていますが、監査役が必要とした場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役スタッフの任命、異動および考課については監査役の意見を尊重し、当該従業員は専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

(8) 当社および子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社および子会社の取締役、監査役および従業員に報告を求めることができます。

② 当社および子会社の取締役、監査役および従業員は、重大な法令違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。これらの者から報告を受けた者も遅滞なく監査役に報告します。

③ 当社は上記②に従い監査役への報告を行った当社および子会社の取締役、監査役および従業員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上する他、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとします。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができます。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大規模買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることになります。

また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の属性、大規模買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主の皆様との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報を把握したうえで、大規模買付が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

ア．当社の企業価値の源泉について

当社は、富士山を望む静岡小山の地に誕生して一世紀余りにわたり、繊維メーカーとしての長い歴史の中で培ったテクノロジーとマーケティングを融合し、人々のニーズを満足させる新しい繊維を続々と世に送り出してまいりました。現在、当社の事業は、繊維関連事業のみならず、成長著しいＩＴ・医療分野・自動車関連などの非繊維事業まで、人を包む繊維から、人を取り巻くあらゆる環境へと拡がっております。当

社グループでは、「私たちは一世紀を超える歴史の中で培った技術と経験を生かし、つねに時代が求める新しい技術・製品を提供することで先端産業を支え、人・社会・地球にとってより豊かな未来の創造に貢献し続けます。」を企業理念として、継続的な企業価値の向上を目指しております。

当社グループの企業価値の源泉は、①技術力と経験・知見、②開発力、③ブランド力、④優秀な従業員等にあります。

具体的には、第一に、創業以来培ってまいりました繊維関連の技術力と豊富な経験・知見は、数多くのお客様から高い評価をいただいております。また、近年では繊維関連の不織布事業から派生しました超精密加工用研磨材の製造に関する技術力・品質管理能力が世界各国のお客様に認められております。さらに、医薬中間体等を製造する技術力・ノウハウがファインケミカル分野で高く評価されております。

第二に、お客様のニーズに即した技術・製品の開発力が当社グループの企業価値の源泉となっております。特に超精密加工用研磨材分野の製品開発においては、お客様とともに開発することでお客様の満足度の向上に努めております。

第三に、一世紀以上にわたる当社グループの歴史が培った「フジボウ」ブランドは、繊維業界ではその技術力と高い品質に裏打ちされた信頼できるブランドとして確固たる地位を築いてまいりました。また、繊維製品、特に肌着分野においては、米国で130年以上、日本においても30年以上の歴史を誇る「Ｂ．Ｖ．Ｄ．」ブランドや百貨店向け高級ブランド「アサメリー」、「エアメリー」など、ハイエンドからボリュームゾーン、ローエンドまで幅広くブランドを展開し、それぞれ多くのファンを獲得しており、そのブランド力を企業価値の源泉として位置づけております。

第四に、創業以来お客様とともに成長・進化してきた経験と専門知識を有する人材は、当社グループの企業価値の源泉と考えております。当社グループでは労使の相互信頼を重視し、ステークホルダーとしての従業員との信頼関係を構築しております。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

イ．企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、平成27年３月期（2014年度）を初年度とし平成29年３月期（2016年度）を最終年度とする、３ヵ年の中期経営計画『邁進14-16』を策定しております。本計画期間を、これまでの中期経営計画『変身06-10』(事業ポートフォリオの再構築)、『突破11-13』(成長軌道へのテイクオフ）に引き続く、当社グループのありたい姿である「有機材料技術で未来を拓く、高付加価値創造企業」の実現に向けた、「本格的業容拡大」に文字通り「邁進」する期間と位置づけ、より一層の企業価値向上に取り組んでまいります。

当該中期経営計画においては、①重点３事業の成長加速、②収益力あるニッチNo.１企業へ、③第４の柱となる事業育成、④経営力の更なる高度化、を推進し、ありたい姿の実現に向けて、成長戦略を加速してまいります。

ウ．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の効率性の追求と健全性の確保により企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上を図ることを最優先の目標として、公正かつ透明性の高い健全な経営を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの向上と企業倫理の高揚に取り組んでまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。取締役会は、当社の業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督にあたっており、平成17年６月からは執行役員制度を導入し、監督と執行の分離と業務執行のスピード化も図っております。また、平成25年６月より社外取締役を招聘し、社外取締役が客観的な立場から経営判断を行うことにより、経営監督機能の強化を図る体制としております。監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役３名を含む４名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査しております。さらに、意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置しております。経営会議は、会社の経営方針および全社的な執行方針の協議を目的とし、方針決定過程の透明性を高め、決定した方針事項の迅速かつ確実な周知、激変する環境への迅速な対応を図っております。

また、当社では、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会のルールや法令遵守のもと社会的良識をもって行動することを明記した「富士紡グループ行動憲章」を制定しております。さらに、コンプライアンス・プログラムを毎期策定するとともに、具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを作成し周知・徹底を図っております。万一、コンプライアンス上疑義ある行為が行われ、また行われようとすることに気付いた者は、社内通報制度「企業倫理ホットライン」により、社外の顧問弁護士などに通報することができる体制を採用しております。また、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に内部監査室を設置しております。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、更なる当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上につなげていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年11月30日開催の取締役会において、上記(1)の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決定いたしました。

当社は、平成20年６月27日開催の第188回定時株主総会および平成23年６月29日開催の第191回定時株主総会において、上記対応策を継続することについて承認を得ましたが、その後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、上記対応策の継続の是非や内

容について検討を行ってまいりました。その結果、平成26年５月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決定し、同年６月27日開催の第194回定時株主総会において承認を得ております。

なお、本プランを決定した取締役会には、当社監査役４名（うち３名は社外監査役）の全員が出席し、全ての監査役から、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛同する旨の意見を受けております。本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.fujibo.co.jp/）上の平成26年５月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

① 本プランに基づく対抗措置の実施の対象となる買付行為

本プランにおいては、次の(イ)もしくは(ロ)に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が実施されることがあります。

(イ)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

(ロ)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 本プランの内容（大規模買付行為がなされた場合の対応）

(イ)大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等の当社が定める一定の事項を日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(ロ)大規模買付者に対する当社取締役会による必要情報リストの事前提出

当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日以内に、提供していただくべき情報を記載した「必要情報リスト」を発送します。

(ハ)大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、上記の必要情報リストに従い当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断ならびに当社取締役会および独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された「本必要情報」を提供していただきます。

(ニ)当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大規模買付者から本必要情報を記載した書面が提出された場合には、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内に（原則として30日を上限とします。）大規模買付者の買付内容に対する意見、その根拠資料、および代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

(ホ)独立委員会による内容検討・勧告

独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会からの情報・資料等の提供が全て完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の独立委員会検討期間内において、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の買付内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。大規模買付者は、独立委員会検討期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置を実施することを勧告します。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合でも、大規模買付者による大規模買付行為が一定の要件に該当すると認められる場合には、対抗措置の実施を当社取締役会に勧告します。

また、独立委員会は、対抗措置の実施を勧告するには至らないものの、合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告します。

(ヘ)株主意思確認総会の開催（独立委員会による招集の勧告がある場合）

独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、対抗措置の実施の可否を問うために株主意思確認総会の招集手続を速やかに実施するものといたします。当該株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものといたします。

(ト)取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の実施もしくは不実施等（対抗措置の中止を含みます。）に関する勧告を受けた場合にはこれを最大限尊重して、または、株主意思確認総会の決議がなされた場合にはこれに従って、対抗措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

③　対抗措置

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、全ての株主の皆様に対して差別的行使条件および一部取得条項付新株予約権の無償割当てを行い、本プランに定める一定の要件に該当する大規模買付者およびその一定範囲の関係者以外の株主の皆様は当該新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得し、または、かかる株主の皆様から当社が当該新株予約権を取得することによりその対価として当社普通株式を交付することができるものとします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が実施されることもあります。

(4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、上記(2)の取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

① 株主の皆様の共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行ったりすることなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

② 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、平成20年６月30日に企業価値研究会が発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

③ 株主の皆様のご意思を重視するものであること

上記(3)のとおり、本プランは、平成26年６月27日開催の定時株主総会において承認を得たものであります。また、本プランの有効期間は平成29年６月開催予定の定時株主総会の終結の時までとされており、以後、かかる有効期間の延長については、３年ごとの定時株主総会において、本プランの有効期間の延長に関する承認議案について、株主の皆様のご賛同が得られることを条件としております。かかる議案について株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、当該決議に従い本プランは速やかに廃止されます。また、本プランは、大規模買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為を開始した場合において、独立委員会が合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置実施の是非について株主意思確認総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することとしております。

このように、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が適切に反映されることとなっております。

④　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

⑤　合理的な客観的実施要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しております。

⑥　第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができることとされております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑦　デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能な仕組みとなっております。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、実施を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（百万円未満切捨）

（資産の部）	百万円 48,677	（負債の部）	百万円 23,846
流動資産	**19,756**	**流動負債**	**14,987**
現金及び預金	3,239	支払手形及び買掛金	4,751
受取手形及び売掛金	9,652	電子記録債務	505
商品及び製品	3,224	短期借入金	4,426
仕掛品	1,577	リース債務	97
原材料及び貯蔵品	1,268	未払法人税等	1,038
繰延税金資産	407	繰延税金負債	2
その他	398	賞与引当金	699
貸倒引当金	△11	返品調整引当金	155
固定資産	**28,920**	設備関係支払手形	667
有形固定資産	**25,795**	その他	2,644
建物及び構築物	4,990	**固定負債**	**8,859**
機械装置及び運搬具	3,899	長期借入金	870
土地	13,994	リース債務	268
リース資産	53	繰延税金負債	1,305
建設仮勘定	2,335	再評価に係る繰延税金負債	1,317
その他	522	退職給付に係る負債	4,676
無形固定資産	**415**	資産除去債務	215
投資その他の資産	**2,709**	その他	204
投資有価証券	2,328	（純資産の部）	24,830
長期貸付金	14	**株主資本**	**21,536**
繰延税金資産	63	資本金	6,673
その他	306	資本剰余金	2,174
貸倒引当金	△3	利益剰余金	12,752
		自己株式	△63
		その他の包括利益累計額	**3,294**
		その他有価証券評価差額金	748
		繰延ヘッジ損益	△6
		土地再評価差額金	2,369
		為替換算調整勘定	362
		退職給付に係る調整累計額	△179
		少数株主持分	**0**
資産合計	**48,677**	**負債及び純資産合計**	**48,677**

連結損益計算書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（百万円未満切捨）

	百万円	百万円
売上高		41,173
売上原価		27,549
売上総利益		**13,623**
販売費及び一般管理費		9,257
営業利益		**4,366**
営業外収益		
受取利息及び配当金	42	
雑収益	352	395
営業外費用		
支払利息	90	
雑損失	198	289
経常利益		**4,471**
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	1
特別損失		
固定資産処分損	117	
減損損失	516	
その他	38	672
税金等調整前当期純利益		**3,800**
法人税、住民税及び事業税	1,681	
法人税等調整額	△262	1,418
少数株主損益調整前当期純利益		**2,382**
少数株主損失（△）		△0
当期純利益		**2,382**

連結株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（百万円未満切捨）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	6,673	2,174	10,728	△60	19,515
会計方針の変更による累積的影響額			177		177
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,673	2,174	10,905	△60	19,693
当期変動額					
剰余金の配当			△583		△583
当期純利益			2,382		2,382
土地再評価差額金の取崩			47		47
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	1,846	△3	1,842
当期末残高	6,673	2,174	12,752	△63	21,536

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	394	△0	2,283	176	△341	2,511	0	22,027
会計方針の変更による累積的影響額								177
会計方針の変更を反映した当期首残高	394	△0	2,283	176	△341	2,511	0	22,205
当期変動額								
剰余金の配当								△583
当期純利益								2,382
土地再評価差額金の取崩								47
自己株式の取得								△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	354	△5	86	185	162	783	0	783
当期変動額合計	354	△5	86	185	162	783	0	2,625
当期末残高	748	△6	2,369	362	△179	3,294	0	24,830

連　結　注　記　表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　17社

主要な連結子会社の名称　フジボウテキスタイル㈱、㈱フジボウアパレル、フジボウトレーディング㈱、アングル㈱、フジボウ愛媛㈱、柳井化学工業㈱

前連結会計年度において連結子会社であったフジボウ電子㈱は、清算結了したため、連結の範囲から除外しております。フジボウ電子㈱については、清算結了時までの損益計算書のみ連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称　富士紡績㈱

連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数　なし

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（富士紡績㈱）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3.　会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　期末決算日の市場価格等に基づく時価法。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

時価のないもの　移動平均法による原価法。

②　たな卸資産　主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。

③　デリバティブ　時価法。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、一部の資産及び平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次の通りであります。

建　物　14～47年

機械装置　７～９年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は定額法を採用しております。ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 返品調整引当金　一部の連結子会社は、返品による損失に備えるため、販売した商品及び製品の返品見込額について、その売買利益相当額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法　数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。
会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用　国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしているものは振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針　外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法　為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間　５年間の定額法により償却しております。

(7) 消費税等の会計処理　税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。
(8) 連結納税制度の適用　連結納税制度を適用しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が242百万円減少し、利益剰余金が177百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ86百万円減少しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

土地	829百万円
建物及び構築物	110百万円
計	940百万円

担保付債務

短期借入金	1,700百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　30,192百万円

3. 受取手形割引高　254百万円

4. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第24号）」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法	「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）」第２条第４号に定める「地価税法（平成３年法律第69号）」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算定しております。
再評価を行った年月日	平成12年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	987百万円
（うち、賃貸等不動産に係る差額）	(254百万円)

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.　当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数　　普通株式　117,200,000株

2.　剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年６月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

①	株式の種類	普通株式
②	配当金の総額	583百万円
③	１株当たり配当額	5 円
④	基準日	平成26年３月31日
⑤	効力発生日	平成26年６月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成27年６月26日開催の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

①	株式の種類	普通株式
②	配当金の総額	699百万円
③	配当の原資	利益剰余金
④	１株当たり配当額	6 円
⑤	基準日	平成27年３月31日
⑥	効力発生日	平成27年６月29日

Ⅴ．金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引の為替相場の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎に与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価を把握しております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、１年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に関する資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、外貨建の営業債権債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部のものについては、デリバティブ取引（為替予約）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理方針に従って行っており、またデリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	3,239	3,239	―
(2) 受取手形及び売掛金	9,652	9,652	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2,222	2,222	―
(4) 長期貸付金	14	14	―
資産　計	15,128	15,128	―
(5) 支払手形及び買掛金	4,751	4,751	―
(6) 電子記録債務	505	505	―
(7) 短期借入金	4,056	4,056	―
(8) 設備関係支払手形	667	667	―
(9) 長期借入金（*1）	1,240	1,237	2
(10) リース債務（*1）	365	357	7
負債　計	11,587	11,576	10
(11) デリバティブ取引（*2）	10	10	―

（*１）１年以内に期限が到来する長期借入金及びリース債務を含めて表示しております。
（*２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、並びに(8) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金、並びに(10) リース債務

これらのうち、固定金利によるものの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づいております。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金に含めて記載しております。

(注２) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 105百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を見積もることが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の倉庫及び住宅等（土地を含む。）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時　価
7,289	7,618

(注１) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注２) 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　212円87銭

2. １株当たり当期純利益　20円42銭

Ⅷ. その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が150百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が122百万円、土地再評価に係る繰延税金負債が134百万円それぞれ減少し、土地再評価差額金が134百万円、その他有価証券評価差額金が32百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が０百万円、退職給付に係る調整累計額が３百万円それぞれ減少しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（百万円未満切捨）

（資産の部）	百万円 32,228	（負債の部）	百万円 12,204
流動資産	**10,177**	**流動負債**	**6,805**
現金及び預金	1,848	支払手形	177
受取手形	849	電子記録債務	505
売掛金	100	短期借入金	3,890
前払費用	20	リース債務	89
短期貸付金	6,917	未払金	291
繰延税金資産	29	未払費用	201
その他の流動資産	730	未払法人税等	578
貸倒引当金	△318	預り金	842
固定資産	**22,050**	前受収益	6
有形固定資産	**5,900**	賞与引当金	86
建物	466	その他の流動負債	138
構築物	38	**固定負債**	**5,398**
機械及び装置	9	長期借入金	255
車輌及び運搬具	13	リース債務	255
工具器具及び備品	34	再評価に係る繰延税金負債	1,317
土地	5,295	退職給付引当金	3,319
リース資産	38	資産除去債務	129
建設仮勘定	5	その他の固定負債	122
無形固定資産	**310**	**（純資産の部）**	**20,023**
ソフトウェア	6	**株主資本**	**16,959**
リース資産	274	**資本金**	**6,673**
その他の無形固定資産	28	**資本剰余金**	**2,174**
投資その他の資産	**15,839**	資本準備金	1,273
投資有価証券	2,035	その他資本剰余金	900
関係会社株式	8,299	**利益剰余金**	**8,175**
出資金	4	利益準備金	252
長期貸付金	4,690	その他利益剰余金	7,923
長期前払費用	12	繰越利益剰余金	7,923
繰延税金資産	588	**自己株式**	**△63**
その他の投資等	207	**評価・換算差額等**	**3,064**
		その他有価証券評価差額金	**697**
		繰延ヘッジ損益	**△2**
		土地再評価差額金	**2,369**
資産合計	**32,228**	**負債及び純資産合計**	**32,228**

損 益 計 算 書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（百万円未満切捨）

	百万円	百万円
営業収益		4,467
営業費用		3,003
営業利益		**1,463**
営業外収益		
受取利息及び配当金	205	
雑収益	138	344
営業外費用		
支払利息	86	
雑損失	149	236
経常利益		**1,571**
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	1
特別損失		
固定資産処分損	1	
減損損失	506	
その他	38	546
税引前当期純利益		**1,026**
法人税、住民税及び事業税	△53	
法人税等調整額	△12	△66
当期純利益		**1,093**

株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日
至 平成27年３月31日）

（百万円未満切捨）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	6,673	1,273	900	2,174	193	7,246	7,440	△60	16,228
会計方針の変更による累積的影響額						177	177		177
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,673	1,273	900	2,174	193	7,424	7,618	△60	16,405
当期変動額									
剰余金の配当					58	△641	△583		△583
当期純利益						1,093	1,093		1,093
土地再評価差額金の取崩						47	47		47
自己株式の取得								△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	58	498	557	△3	553
当期末残高	6,673	1,273	900	2,174	252	7,923	8,175	△63	16,959

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	377	―	2,283	2,660	18,888
会計方針の変更による累積的影響額					177
会計方針の変更を反映した当期首残高	377	―	2,283	2,660	19,066
当期変動額					
剰余金の配当					△583
当期純利益					1,093
土地再評価差額金の取崩					47
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	319	△2	86	403	403
当期変動額合計	319	△2	86	403	957
当期末残高	697	△2	2,369	3,064	20,023

個　別　注　記　表

Ⅰ．重要な会計方針

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①　子会社株式	移動平均法による原価法。
②　その他有価証券	
時価のあるもの	期末決算日の市場価格等に基づく時価法。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)
時価のないもの	移動平均法による原価法。
(2) デリバティブ	時価法。

2.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法。 ただし、一部の資産及び平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、次の通りであります。 建　　物　　17～47年 構 築 物　　10～30年
(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法。 ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
(3) 退職給付引当金	従業員等の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
①　退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②　数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法	数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生年度の翌期より費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。 会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
5. ヘッジ会計の方法	
(1) ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしているものは振当処理を採用しております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
(3) ヘッジ方針	外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
(4) ヘッジ有効性評価の方法	為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。
6. 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
7. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が242百万円減少し、繰越利益剰余金が177百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ86百万円減少しております。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

土地	829百万円
建物	110百万円
計	940百万円

担保付債務

短期借入金	1,700百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　5,494百万円

3. 保証債務

三泰貿易㈱	1,121百万円	（銀行取引）
タイフジボウテキスタイル㈱	24百万円	（銀行取引）
計	1,145百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	7,727百万円
長期金銭債権	4,690百万円
短期金銭債務	983百万円

5. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第24号）」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法	「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）」第２条第４号に定める「地価税法（平成３年法律第69号）」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算定しております。
再評価を行った年月日	平成12年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	987百万円
（うち、賃貸等不動産に係る差額）	(254百万円)

Ⅳ．損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する営業収益　4,467百万円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高　1,483百万円

Ⅴ．株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式の種類及び株式数　普通株式　549,494株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

①流動資産

賞与引当金	28百万円
未払費用	19
貸倒引当金	105
その他	23
小計	176
評価性引当額	△147
計	29

②固定資産

退職給付引当金	1,072
減価償却超過額	69
関係会社株式等評価損	935
減損損失	257
繰越欠損金	87
その他	116
繰延税金負債（固定）との相殺	△310
小計	2,228
評価性引当額	△1,640
計	588
繰延税金資産　合計	617

(繰延税金負債)

固定負債

資産除去債務に対応する固定資産増加額	13
その他有価証券評価差額金	296
繰延税金資産（固定）との相殺	△310
計	―
繰延税金負債　合計	―
差引：繰延税金資産純額	617

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価差額金	1,317

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	フジボウテキスタイル㈱	100.0	業務受託 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 受取利息	23 41	短期貸付金 長期貸付金	1,267 1,396
子会社	㈱フジボウアパレル	100.0	業務受託 資金援助 役員の兼任	手数料収入 資金の返済 受取利息	676 868 20	短期貸付金	922
子会社	フジボウトレーディング㈱	100.0	業務受託 資金援助 役員の兼任	―	―	立替金	552
子会社	フジボウ愛媛㈱	100.0	業務受託 資金援助 役員の兼任	手数料収入 資金の貸付 受取利息 支払利息	1,264 2,800 47 14	短期貸付金 長期貸付金 預り金	685 1,691 405
子会社	柳井化学工業㈱	100.0	業務受託 資金援助 役員の兼任	手数料収入 資金の貸付 受取利息	480 1,690 22	売掛金 短期貸付金 長期貸付金	70 1,260 1,537
子会社	三泰貿易㈱	100.0	業務受託 資金援助 債務保証 役員の兼任	債務保証 資金の貸付 受取利息	1,121 120 4	短期貸付金	340
子会社	豊門商事㈱	100.0	業務受託 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 受取利息	463 3	短期貸付金	463
子会社	アングル㈱	100.0	業務受託 資金援助 役員の兼任	受取利息	24	短期貸付金	1,620

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 手数料収入については、業務受託の内容を勘案し、手数料を毎期決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 三泰貿易㈱の輸出入業務に係る銀行取引に対して債務保証を行っております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
5. 子会社への貸倒懸念債権に対して、合計310百万円の貸倒引当金を計上しております。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

1.	１株当たり純資産額	171円66銭
2.	１株当たり当期純利益	９円37銭

Ⅸ. 連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制を適用しております。

Ⅹ. その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1％、平成28年４月１日以降のものについては32.3％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が25百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が55百万円増加し、土地再評価に係る繰延税金負債は134百万円減少し、土地再評価差額金は134百万円、その他有価証券評価差額金が30百万円それぞれ増加しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

富士紡ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阪 中 修 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 唯 根 欣 三 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士紡ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

富士紡ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阪 中 修 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 唯 根 欣 三 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第195期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第195期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

富士紡ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　古　賀　俊　一　㊞
常勤社外監査役　江　川　邦　彦　㊞
社外監査役　飯　田　直　樹　㊞
社外監査役　百　瀬　一　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営環境および業績等を総合的に勘案し、長期的に安定した配当を実施してまいりたいと考えております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金６円
総額699,903,036円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役を１名増員し、社外取締役２名を含む取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	中野　光雄（なかの　みつお） （昭和26年２月23日生）	昭和48年４月　当社入社 平成10年11月　当社機能資材部長 平成14年６月　当社機能品事業部長兼機能品部長 平成16年２月　当社機能品事業部長 平成16年６月　当社取締役、機能品事業部長 平成17年５月　当社取締役、柳井化学工業㈱代表取締役社長 平成17年６月　当社取締役、執行役員、柳井化学工業㈱代表取締役社長 平成18年５月　当社代表取締役社長、社長執行役員 現在に至る	151,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	あおき　たかお 青木　隆夫 （昭和31年１月２日生）	昭和55年４月　当社入社 平成19年５月　フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成19年６月　当社執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成22年６月　当社取締役、執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成23年６月　当社取締役、上席執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成25年６月　当社取締役、常務執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成26年６月　当社代表取締役、専務執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 現在に至る （現在の担当） 事業開発統括 （重要な兼職の状況） フジボウ愛媛㈱代表取締役社長	59,000株
3	よしだ　かずし 吉田　和司 （昭和32年４月１日生）	昭和54年４月　㈱三菱銀行（現 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成15年５月　㈱東京三菱銀行（現 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）浅草橋支社長 平成17年５月　同行神保町支社長 平成18年１月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行神保町支社長 平成19年５月　同行柳橋支社長 平成21年６月　三菱ＵＦＪキャピタル㈱代表取締役・常務取締役 平成24年４月　同社代表取締役・常務取締役、常務執行役員 平成24年７月　当社顧問 平成24年10月　当社執行役員 平成25年６月　当社取締役、上席執行役員 平成26年６月　当社取締役、常務執行役員 現在に至る （現在の担当） 経営企画・財務経理・ＩＲ・リスク管理担当	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	小林 敏彦 (昭和31年5月9日生)	昭和55年4月　当社入社 平成21年2月　タイフジボウテキスタイル㈱代表取締役社長 平成22年4月　当社執行役員、フジボウ小坂井㈱代表取締役社長 平成22年5月　当社執行役員、フジボウテキスタイル㈱代表取締役社長、フジボウ小坂井㈱代表取締役社長 平成23年11月　当社執行役員、大阪支社長、フジボウテキスタイル㈱代表取締役社長、フジボウ小坂井㈱代表取締役社長 平成24年4月　当社執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長 平成24年6月　当社上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長 平成25年2月　当社上席執行役員、事業開発統括部長 平成25年5月　当社上席執行役員、事業開発統括部長、アングル㈱代表取締役社長 平成25年11月　当社上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長、アングル㈱代表取締役社長 平成26年5月　当社上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長、フジボウトレーディング㈱代表取締役社長、アングル㈱代表取締役社長 平成26年6月　当社取締役、上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長、フジボウトレーディング㈱代表取締役社長、アングル㈱代表取締役社長 平成27年5月　当社取締役、上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長 現在に至る (現在の担当) 繊維事業統括、お客様相談・広告宣伝担当 (重要な兼職の状況) ㈱フジボウアパレル代表取締役社長	46,000株
5	大久保 制宇 (昭和30年5月13日生)	昭和53年4月　当社入社 平成21年2月　当社法務部長 平成26年4月　当社執行役員、法務部長 平成26年6月　当社取締役、上席執行役員、法務部長 現在に至る (現在の担当) 総務人事統括、内部監査・コンプライアンス担当 法務部長	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	中野 雅男 (なかの まさお) (昭和21年12月19日生)	昭和45年７月　全日本空輸㈱入社 平成11年６月　同社北京支店長兼天津支店長兼中国総代表 平成13年４月　同社執行役員、西日本販売カンパニー長 平成14年１月　同社執行役員、営業推進本部副本部長 平成15年４月　同社常務執行役員、営業推進本部長 平成15年６月　同社常務取締役、執行役員、営業推進本部長 平成17年４月　同社専務取締役、執行役員、営業推進本部長 平成18年４月　全日空商事㈱常勤顧問 平成18年６月　同社代表取締役社長 平成24年４月　同社非常勤顧問 平成25年６月　当社社外取締役 現在に至る	7,000株
※ 7	茅田 泰三 (かやた たいぞう) (昭和24年５月２日生)	昭和47年４月　㈱小松製作所入社 昭和60年４月　同社北京事務所長 平成13年６月　小松(中国)投資有限公司董事長 平成14年６月　㈱小松製作所執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長 平成19年４月　同社常務執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長 平成21年10月　同社常務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司董事長 平成22年４月　同社専務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司董事長 平成24年６月　同社顧問 現在に至る 平成24年９月　中央大学大学院戦略経営研究科客員教授 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱小松製作所顧問 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授	0株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の候補者であります。
3. 中野雅男および茅田泰三の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は中野雅男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は茅田泰三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 中野雅男および茅田泰三の両氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で、当社の経営を監督していただくためであります。
6. 中野雅男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
7. 当社は、定款において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、中野雅男氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。中野雅男氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、茅田泰三氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役 古賀俊一および飯田直樹の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※1	松尾弘秋（まつおひろあき） （昭和32年10月６日生）	昭和55年４月　当社入社 平成19年６月　当社業務監査室長 平成20年10月　当社内部監査室長 平成24年１月　当社執行役員、秘書室長 平成25年２月　当社執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長 平成25年11月　当社執行役員、事業開発統括部長兼広告宣伝部長、フジボウトレーディング㈱取締役・副社長執行役員 平成26年12月　当社執行役員、経営企画副担当、特命部長 現在に至る	19,000株
2	飯田直樹（いいだなおき） （昭和40年２月14日生）	昭和62年４月　㈱丸井入社 平成11年４月　弁護士登録、第一東京弁護士会入会 成和共同法律事務所（現 成和明哲法律事務所）入所 平成14年２月　トレイダーズ証券㈱（現 トレイダーズホールディングス㈱）社外監査役 平成15年８月　成和共同法律事務所（現 成和明哲法律事務所）パートナー弁護士 現在に至る 平成18年８月　バリオセキュア・ネットワークス㈱社外取締役 平成20年10月　㈱山野楽器監査役 現在に至る 平成21年11月　㈱文教堂グループホールディングス社外取締役 現在に至る 平成23年６月　当社社外監査役 現在に至る （重要な兼職の状況） 成和明哲法律事務所パートナー弁護士 ㈱山野楽器監査役 ㈱文教堂グループホールディングス社外取締役	7,000株

（注）1.　各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.　※印は、新任の候補者であります。
3.　飯田直樹氏は社外監査役候補者であります。
4.　当社は飯田直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

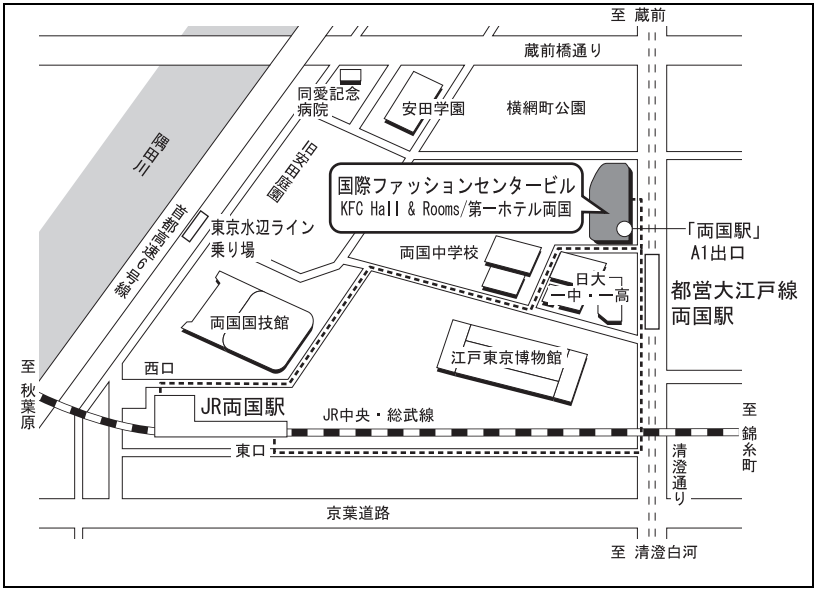
5. 飯田直樹氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に関する豊富な知識と経験を持たれており、その専門的な知見をもとに、経営陣から独立した立場で、取締役の職務の執行を監査していただくためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役等となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
6. 飯田直樹氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、定款において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、飯田直樹氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。飯田直樹氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内略図

国際ファッションセンタービル10階
(KFC Room101～103)

東京都墨田区横網一丁目６番１号
電話（03)5610－5801(代表)



＜最寄駅＞　地下鉄（大江戸線）　両 国 駅 Ａ１出口に直結。
ＪＲ（中央・総武線）両 国 駅
東口改札より
　改札を出て左折。線路沿い直進し、突き当たり（清澄通り）を左折。徒歩６分。
西口改札より
　両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者用道路に沿って徒歩７分。